

ご存じですか？

社会を支える

NPO

最近よく見聞きしたことがあるのではないのでしょうか。まだまだ一般的にはなじみが薄いNPOですが、社会を支えるという重要な役割を果たしているのです。今回は、このNPOの概要についてお知らせします。

NPOは民間非営利組織

NPOは、Non-profit Organizationという英語の略称です。日本語で訳せば「民間非営利組織」で、営利を目的とせず、社会貢献活動を行っている民間の組織（会則があり、代表者がいるなど、人が入れかわっても継続的に活動を行っていける機能を持つ団体）となります。

ボランティアとの違いは

みずからの意志で社会のために何かをしようという点では、NPOもボランティアも重なるところがあります。しかし、ボランティアは個人が善意で行う個々の活動、ボランティア団体・グループはそれら個人の集合体ですが、NPOは組織であるということです。

NPOに法人格を付与するNPO法

NPO法は通称で、正式には「特定非営利活動促進法」と言い、平成十年十二月に施行

されました。法律の内容は、一定の要件を満たすNPOに簡易かつ迅速に法人格を付与して、その活動を支援するというものです。

NPO法の対象となる活動はさまざま

NPO法による法人格を得るためには、不特定かつ多数のものの利益（すなわち公益）の増進に寄与することを目的に、次のような活動を行う必要があります。

- 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- 社会教育の推進を図る活動
- まちづくりの推進を図る活動
- 文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- 環境の保全を図る活動
- 災害救援活動
- 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- 国際協力の活動
- 地域安全活動
- 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 子供の健全育成を図る活動
- など

NPO法による法人格を取得すると

法人格があれば契約締結や財産保有などの法律行為をすべて団体名義で行え、責任の所在が明確になります。その反面、書類作成、税務署への申告、情報公開など一定のルールに従わなければなりません。ただし、NPOへの評価は、活動の内容により判断されることであり、法人格のあるなしには関係ありません。

NPO法人になる手続

NPO法人になるには、県知事へ設立の申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。
問い合わせ・申請窓口 県NPO推進室 ☎054-274-2995、または富士県行政センター振興商工課地域振興スタッフ ☎65-2103

ふじのくにNPO活動センター

NPOやボランティアのためのオープンスペースです。グループや個人にかかわらず、交流や情報の収集・受発信などに利用できます。
開館時間 9:00~22:00（月曜日・年末年始休館）
ところ 静岡市呉服町2-1-5 5風来館4階
問い合わせ ☎054-274-2993

市民主体の社会を担うNPO

行政は、将来的に行財政改革、地方分権などの社会的要因により、いわゆる「小さな政府」への体質転換が求められてきます。こうした中、市民の皆さんの多種多様な需要にこたえていくためには、行政の力だけではなく、行政、市民、企業、NPOが連携していく新たな社会システムの構築が必要となってきます。

市では、NPOをこれからの市民主体の社会を担うプロ集団と考え、活動を支援していくとともに県との連絡調整や情報提供をしていきます。

活躍しています。市内のNPO法人

グループ富士



理事長
宮川開造 さん
(今井二丁目)

アルコール依存症で苦しむ人たちのために

グループ富士は、富士断酒会と聖明同窓会(断酒同窓会)が母体となつて平成十一年十月に発足しました。私たちは、アルコール依存症の啓発活動を行うとともに、アルコール依存症に苦しむ人たちのために、共同生活をしながら社会復帰を目指すための施設の運営や、相談の受付をしています。

アルコール依存症で苦しんでいても、社会的偏見があつて相談できないでいる人はたくさんいます。ですから、私たちの活動をもっと広く知ってもらおうと、NPO法の法人格をとりました。それに、任意団体では、法的根拠がなく説得力もありませんでしたし、活動の場を広くするには、地域活動など多方面とのネットワークづくりが必要でしたので…。

法人になって、有形無形に応援してくれる方がふえました。将来的には共同作業所をつくっていただけると思います。

☎三三〇五〇五



グループ富士(富士寮)

三心会グループホーム菜の花



理事長
渡邊法子 さん
(中野)

地域に密着した福祉活動を

三心会(さんしんかい)は、高齢者・障害者への在宅援助サービスを行う「まごころサービス富士センター」と、グループホーム「菜の花」を運営しています。グループホームとは、痴ほうのお年寄りを共同生活の中でお世話をする施設で、「菜の花」はグループホームとして設立もNPO法人の申請も県内で第一号でした。グループホームの効果は高いので、現在は、二つ目の施設の開設を目指しています。

NPO法人になるといろいろ制約が伴います。しかし、法人にならないと介護保険の指定居宅サービス事業者として参入できませんので、入所者が介護保険を利用できるように法人格をとりました。福祉とは個人だけでやるものではなく地域と密着したものでなければなりませんので、法人となれば活動を受け継いでいってもらえると思っています。

☎二二一三六三五



グループホーム「菜の花」

ふれあい富士



理事長
佐藤弘子 さん
(富士見台六丁目)

新しいふれあい社会を目指して

ふれあい富士は、家事援助や在宅介護・介助などの福祉サービスを行っています。この前身である「富士見台福祉サービス」の活動が全市的に広がりを見せたこともあり、NPO法人の申請を機に名称変更しました。NPO法人になると、社会的責任も重くなり、事務も煩雑になります。しかし、介護保険の指定居宅サービス事業者になれる、社会的に認知された方が有利、非営利組織の市民互助型団体として新しいふれあい社会の実現に貢献していきたい、という思いから法人となりました。

介護保険が四月に始まりました。非営利組織という点を生かしながら、今までどおり利用者との心のふれあいを大切にしていきたいと考えています。そうすることで、能率主義への一つの歯どめになってくれたらいいですね。こんな小さな団体でも、社会を動かす役割が果たせたらと思っています。

☎二二一〇三〇〇



家事援助サービス

◆NPOについての問い合わせ 総務課 内線2763◆